伊那市・高遠町・長谷村合併協議会 会長 小 坂 樫 男 殿

> 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会 特別職報酬等審議会 委員長 向 山 公 人

特別職の報酬等の額、手当の支給基準について(答申)

平成17年11月10日付17合併協第50号で諮問のありました標記について、本審議会の 意見は、次のとおりです。

記

- 1 意見を求められた事項
  - (1) 新市の常勤特別職の給料及び非常勤特別職の報酬の額
  - (2) 新市の常勤特別職及び市議会議員の期末手当の支給基準
  - (3) 新市の常勤特別職の退職手当の支給基準

# 2 意見

別紙「特別職の給料、報酬の額及び手当の支給基準」のとおり定められたい。

## (1) 総論

政府主導の構造改革は、国家レベルでは一定の成果が期待されるものの、伴って 地方自治体の財政状況は予想を超えて悪化してきており、自治体間の生き残り競争 が激化している。地方においても、官民協働による効果的な施策の展開が求められ ており、これら改革の先頭に立つべき地方自治体のリーダーの責務は極めて重い。

また、行政における大きな潮流として、情報公開制度や行政評価制度が定着しつつあり、透明性の確保と住民への説明責任の完遂は自治体の必須課題として掲げられている。とりわけ、特別職の給与等は、一般職の職員のように第三者機関である人事院の勧告が反映されるものではなく、現行の額や他市町村の状況などを参考に、政策的に決定されるものであることから、その考え方を住民に対して分かりやすく説明する義務がある。

本審議会においては、新・伊那市の常勤、非常勤特別職の報酬や手当等が、その職務と責任に合致したものになっているのか、また、これらが地域の経済情勢や雇用情勢などに照らして妥当かどうかについて審議をするものとした。

この際、長野県内19市の状況や全国の類似団体の状況などが資料として示されたが、委員の意見は、県外の自治体は経済状況や地域の実情などが異なるので参考にならないものと一致し、長野県内19市の例を参考に審議をした。

県内19市を人口規模順に並べたとき新・伊那市は、安曇野市と塩尻市の間に位置付けられる。常勤の特別職や市議会議員には、7万都市のリーダーとして困難な時代を切り開いていく責務が課せられるが、給与、手当の基準は、規模が類似する安曇野、塩尻の2市に準拠すべきであり、現行の伊那市を下回るもやむなしとした。

一方、その他の非常勤の特別職も、自治体規模の拡大に伴い、これまで以上の重 責を務めることになるが、厳しい財政状況を考慮すれば、現行の伊那市の支給基準 に留めることを原則とした。

# (2) 職ごとの考え方

市長、助役、収入役、教育長

給料、期末手当、退職手当のいずれも安曇野市、塩尻市に準ずる。

## 市長職務執行者

給料、退職手当は、市長と同額、同基準とするが、期末手当は支給しない。 市議会議員

報酬、期末手当ともに安曇野市、塩尻市に準ずる。

## 消防団員

新市消防団は、従前の3市町村の区域の全てを所管することになり、特に幹部団員の職責が著しく増大するという特殊性に鑑み、役職ごとに、3市町村の現行支給額の最高額を採用する。

## その他の非常勤特別職

現行の伊那市の支給金額を採用する。

# 特別職の給料、報酬の額及び手当の支給基準

	職名	給料(月額)	期 末 手 当		退職手当
			6月	12月	Į į
勤特	市長	928,000	基本給×2.24	基本給×2.38	基本給×勤務月数×50/100
	助役	768,000	基本給×2.24	基本給×2.38	基本給×勤務月数×35/100
	収入役	681,000	基本給×2.24	基本給×2.38	基本給×勤務月数×30/100
	教育長	654,000	基本給×2.24	基本給×2.38	基本給×勤務月数×25/100
	市長職務執行者	928,000			基本給×勤務月数×50/100

			報	М	期末	手 当	
	職	名	金額	区分	6月	12月	摘要
	市議会議員	議長	459,000	月額			
		副議長	383,000	月額	報酬月額×2.24	報酬月額×2.38	
		議員	360,000	月額	報酬月額×2.24		
	教育委員	教育委員長	96,700	月額		/	
		職務代理	69,000	月額			
		教育委員	69,000	月額			
	社会教育委員		5,000	日額			
	選挙管理委員	委員長	52,700	月額			
		委員	36,900	月額			
	固定資産評価審査委員		7,500	日額			
		会長	85,700	月額			
		副会長	53,400	月額			
	農業委員	部会長	45,900	月額			
非常勤特別職		副部会長	41,600	月額			
		委員	41,100	月額			
	監査委員	議会選出委員	48,400	月額			
		識見委員	96,900	月額			
	公平委員	委員長	38,100	年額			
		委員	38,100	年額			
	公民館長	(常勤的)館長	208,200	月額			
		館長	124,700	月額			
	公民館運営審議	議会委員	5,000	日額	/		
	選挙長		10,700	日額			
	投票所の投票管理者		12,700	日額			
	期日前投票所の投票管理者		11,200	日額			国会議員の選挙等の執行経費
	開票管理者		10,700	日額			の基準に関する法律(昭和25
	投票所の投票立会人		10,800	日額			年法律第179号)第14条に規
	期日前投票所の投票立会人		9,600	日額			定される金額とする
	開票立会人		8,900	日額			
	選挙立会人		8,900	日額	/		
	消防団員	団長	222,000	年額			現・高遠町の額
		副団長	145,400	年額	/		<i>II</i>
		分団長	99,600	年額			現・伊那市の額
		副分団長	66,700	年額			<i>II</i>
		部長	56,200	年額			現・長谷村の額
		班長	28,800	年額			現・伊那市の額
		団員	20,100	年額			<i>II</i>
		議会選出委員	2,500	日額	/		
	に基づく委員	その他の委員	5,000	日額	Y		